

静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「、その複雑」を「その複雑」に、「分類し」を「分類するものとし」に、「、人事委員会規則で定める」を「別表第4に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものはそれぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第10条第2項後段を削る。

第15条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第16条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(地域手当)」を付し、第3章第2節に次の1条を加える。

第16条の2 前条第1項の規定にかかわらず、島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の区域(次項においてこれらを「島田市等の区域」という。)に在勤する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)には、地域手当を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により地域手当の支給を受けていた職員が島田市等の区域に在勤することとなったときは、当該職員に対し、市規則で定める期間、市規則で定めるところにより地域手当を支給することができる。

第28条第1項中「附則第29項第3号」を「附則第34項第3号」に改め、同条第2項中「医療職給料表」を「同表以外の各給料表」に、「附則第32項」を「附則第37項」に改め、同条第4項中「附則第29項第3号」を「附則第34項第3号」に改める。

第31条第1項及び第2項第1号中「附則第29項第4号」を「附則第34項第4号」に改める。

附則第32項中「附則第29項」を「附則第34項」に改め、同項を附則第37項とし、附則第31項中「附則第29項」を「附則第34項」に改め、同項を附則第36項とし、附則第30項を附則第35項とし、附則第29項第1号中「附則第31項及び第32項」を「附則第36項及び第37項」に、「及び附則第31項」を「及び附則第36項」に改め、同項第4号中「附則第32項」を「附則第37項」に改め、同項を附則第34項とし、附則第28項を附則第33項とし、附則第27項の次に次の5項を加える。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う継続採用職員の職務の級及び号給の切替え等)

28 平成28年4月1日(以下この項から附則第30項までにおいて「受託日」という。)の前日において島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員であった者で、引き続き受託日において本市に採用されたもの(次項から附則第32項までにおいて「継続採用職員」という。)のうち、受託日の前日において島田市職員の給与に関する条例(平成17年島田市条例第40号)、牧之原市職員の給与に関する条例(平成17年牧之原市条例第44号)及び吉田町牧之原市広域施設組合職員の給与に関する条例(昭和56年吉田町榛原町広域施設組合条例第20号)(第30項においてこれらを「受託前の条例」という。)の規定による給料表の適用を受けていた職員の受託日における職務の級、号給及び給料の月額は、任命権者が別に定める。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う育児休業等の取扱い)

29 継続採用職員のうち、受託日の前日において育児休業中の職員その他市長が定める職員の昇給の取扱いは、他の職員と均衡を失しない範囲で任命権者が別に定める。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う扶養手当の認定の取扱い)

30 継続採用職員の扶養親族で、受託日の前日までに、受託前の条例の規定により扶養親族の届出をし、当該継続採用職員の扶養親族として認定されているものについては、この条例により届出がなされ、扶養親族として認定がなされたものとみなす。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う期末手当の取扱い)

31 継続採用職員のうち、平成27年12月2日以後島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員であった者については、当該職員であった期間を本市の職員であった期間とみなし、第28条の規定を適用する。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う勤勉手当の取扱い)

32 継続採用職員のうち、平成27年12月2日以後島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員であった者については、当該職員であった期間を本市の職員であった期間とみなし、第31条の規定を適用する。

別表に次の1表を加える。

別表第4 (第5条関係)

(1) 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 自動車整備士、自動車運転手、技手、技能士、業務員、寮母、用務員、清掃員、調理員、作業員、飼育員、事務員、医療補助員及び嘱託（以下この表において「労務職員」という。）の職務 3 消防士の職務
2級	1 主任の職務 2 高度の知識及び経験を要する業務を行う職務 3 主任及び副主任の労務職員の職務 4 高度の技能及び経験を要する労務職員の職務 5 消防士長及び消防副士長の職務 6 高度の知識及び経験を要する消防士の職務
3級	1 係長、副主幹及び主査の職務 2 主任指導員の労務職員の職務 3 消防司令及び消防司令補の職務
4級	1 課長補佐及び主幹の職務 2 消防局の課長補佐及び主幹である消防司令の職務
5級	1 課長及び参事の職務 2 消防監及び消防司令長の職務
6級	1 参与の職務 2 消防局の参与並びに高度の知識及び経験を要する消防署の署長である消防監の職務

7級	1 局次長、部長及び副区長の職務 2 消防正監並びに特に高度の知識及び経験を要する消防署の署長である消防監の職務
8級	1 局長及び区長の職務 2 消防司監の職務

(2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師及び歯科医師の職務
2級	1 診療技監、副室長、副所長、科長、課長、参事、主幹、診療所長及び医長の職務 2 高度の知識及び経験を要する医師及び歯科医師の職務
3級	1 局長、局次長、部長、病院長、病院参与、副病院長及び参与の職務 2 高度の知識及び経験を要する診療技監、副室長、副所長、科長、課長、参事、主幹、診療所長及び医長の職務

(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、衛生検査技師、歯科衛生士及び歯科技工士の職務
2級	1 主任である獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士の職務(3級4において「主任の職務」という。) 2 獣医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の職務 3 高度の知識及び経験を要する栄養士、衛生検査技師、歯科衛生士及び歯科技工士の職務
3級	1 副技監の職務 2 課長補佐、主幹及び技師長の職務 3 係長、副主幹及び副技師長の職務 4 高度の知識及び経験を要する主任の職務 5 高度の知識及び経験を要する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査

	技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の職務
	6 特に高度の知識及び経験を要する栄養士、衛生検査技師、歯科衛生士及び歯科技工士の職務
4級	1 局長、局次長、部長及び参与の職務 2 科長、技監、副室長、課長及び参事の職務

(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表(保健師を除く。)

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	1 副主任の助産師及び看護師の職務 2 助産師及び看護師の職務 3 副主任の准看護師の職務 4 高度の知識及び経験を要する准看護師の職務 5 看護教師の職務
3級	1 主任の助産師及び看護師の職務 2 高度の知識及び経験を要する副主任の助産師及び看護師の職務 3 主任の准看護師の職務 4 高度の知識及び経験を要する助産師、看護師及び看護教師の職務 5 特に高度の知識及び経験を要する准看護師の職務
4級	1 課長、科長、技監、副室長、教務長、看護師長及び参事の職務 2 課長補佐及び主幹の職務 3 教務主幹、教務主幹補及び副看護師長の職務 4 係長及び副主幹の職務
5級	副病院長、看護部長、病院技監、校長及び副校長の職務

(5) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表(保健師に限る。)

職務の級	基準となる職務
2級	保健師の職務
3級	1 主任の保健師の職務 2 高度の知識及び経験を要する保健師の職務
4級	1 課長及び参事の職務

2	課長補佐、主幹及び所長の職務
3	係長及び副主幹の職務
4	高度の知識及び経験を要する主任の保健師の職務
5	特に高度の知識及び経験を要する保健師の職務

(6) 保育教諭給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	保育教諭の職務
2級	1 高度の知識及び経験を要する保育教諭 2 副主任保育教諭の職務
3級	主任保育教諭の職務
4級	1 副園長の職務 2 主幹の職務 3 係長及び副主幹の職務
5級	1 園長の職務 2 参事の職務

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う経過措置)
- 平成28年4月1日(以下「受託日」という。)の前日において島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員であった者で、引き続き受託日において本市に採用されたもの(次項において「継続採用職員」という。)のうち、その者の受ける給料月額が受託日の前日において島田市職員の給与に関する条例(平成17年島田市条例第40号)、牧之原市職員の給与に関する条例(平成17年牧之原市条例第44号)又は吉田町牧之原市広域施設組合職員の給与に関する条例(昭和56年吉田町榛原町広域施設組合条例第20号)の規定に基づき受けていた給料月額とこれらの条例の一部改正に伴う経過措置として支給される給料との合計額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 継続採用職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 4 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し中「附則第29項」を「附則第34項」に改め、同項及び附則第5項中「附則第29項第1号」を「附則第34項第1号」に改める。

(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第10項の見出し中「附則第29項」を「附則第34項」に改め、同項中「附則第29項」を「附則第34項」に、「附則第31項」を「附則第36項」に改める。

(静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「附則第29項」を「附則第34項」に改め、同項中「附則第29項第1号」を「附則第34項第1号」に改める。

附則第6項中「附則第29項」を「附則第34項」に改める。

附則第7項中「附則第29項第1号」を「附則第34項第1号」に改める。

附則第8項中「附則第29項」を「附則第34項」に、「附則第31項」を「附則第36項」に改める。